(2)　当該容器の総質量が七キログラムを超える場合にあつては、当該容器を、硬質の水平面に垂直に固定した鋼鉄丸棒であつて、その直径が三・八センチメートル、その長さが二十センチメートル、かつ、その上端の半径が〇・六センチメートル以下のものに、一メートルの高さから当該容器に対して最大の損傷を及ぼすように落下させて衝突させること。

ヌ　一の第二次容器に二以上の第一次容器を入れる場合には、第一次容器同士の接触がないように、第一次容器を個々に包装し、又は分離して包装すること。

ル　監視伝染病病原体と他の物（当該監視伝染病病原体を運搬するために必要なものを除く。）を同一の外装容器に入れないこと。

ヲ　液状の物質を運搬する際に吸収材又は緩衝材を使用する場合には、当該吸収材又は緩衝材は、当該液状の物質の全量を吸収することができる量とすること。

ワ　環境温度以上の温度の下において運搬する場合には、第一次容器は、ガラス製、金属製又はプラスチック製であること。

カ　外装容器に氷を入れて運搬する場合には、当該外装容器に、当該氷が溶けても第二次容器をその原位置に保持する支持物を設けるとともに、漏水を防止する措置を講ずること。

ヨ　外装容器にドライアイスを入れて運搬する場合には、当該外装容器に、当該ドライアイスが気化しても第二次容器をその原位置に保持する支持物を設けるとともに、気化したドライアイスのガスを放散する措置を講ずること。

タ　液化窒素を使用する場合には、第一次容器がプラスチック製であり、かつ、第一次容器及び第二次容器が液化窒素の温度に耐えるものであること。

レ　凍結乾燥の物質を運搬する場合には、第一次容器は、火炎密封されたガラス製のアンプル又はゴム栓をした金属製のシール付きのガラス製の瓶とすることができること。

ソ　外装容器に、内容物の項目リストを封入すること。

三　容器の表面には、次に掲げる措置を講ずること。

イ　様式第四十二号による表示を容易に消せない方法で付すること。

ロ　様式第四十三号による標識を見やすいように付すること。

ハ　液状の監視伝染病病原体を入れる場合には、容器の表面には、ロの標識のほか、様式第四十四号による標識をその相対する二側面に見やすいように付すること。

ニ　次に掲げる事項を見やすいように表示すること。

(1)　荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所

(2)　責任者の氏名又は名称及び電話番号

(3)　「病毒を移しやすい物質（動物に対し伝染性があるもの）」及び「ＵＮ二九〇〇」の文字（人体に対しても伝染性があるものと認められる病原体を運搬する場合にあつては、「病毒を移しやすい物質（人体に対し伝染性があるもの）」及び「ＵＮ二八一四」の文字）

四　監視伝染病病原体を入れた容器の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないように行うこと。

五　重点管理家畜伝染病病原体を運搬する者は、次に掲げる措置を講ずること。

イ　第三号ニ(1)から(3)までに掲げる事項その他参考となる事項を荷送人が記載した書面を携行すること。

ロ　重点管理家畜伝染病病原体の取扱方法、事故が生じた場合に講じなければならない措置その他の当該病原体の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行すること。

ハ　事故が生じた場合に必要な有効塩素濃度〇・一パーセント以上の次亜塩素酸ナトリウム水又はこれと同等以上の効果を有するものを携行すること。

2　前項第二号ロ、トからリまで、ル、カ及びソ、第三号及び第五号の規定は、事業所内において行う家畜伝染病病原体の運搬については、適用しない。

3　事業所内において行う届出伝染病等病原体の運搬については、第一項第二号（イ、ハ及びニを除く。）、第三号及び第五号の規定は適用せず、同項第一号の規定の適用については、同号中「容器（内装容器、外装容器及び包装の総体をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは、「密封することができる容器」とする。

4　法第四十六条の十七第一項（法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、監視伝染病病原体の滅菌等に係るものは、次のとおりとする。

一　摂氏百二十一度以上で十五分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌をする方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法により滅菌等をすること。

二　排水は、摂氏百二十一度以上で十五分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌をする方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法により滅菌等をすること。

（災害時の応急措置）

第五十六条の二十六　法第四十六条の十八第一項（法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により講じなければならない応急の措置は、次に掲げるところによる。

一　必要に応じて監視伝染病病原体を安全な場所に移すとともに、監視伝染病病原体がある場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入らないようにするための措置を講ずるよう努めること。

二　その他監視伝染病病原体による家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずること。

2　法第四十六条の十八第二項（法第四十六条の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第四十五号によりするものとする。

（届出伝染病等病原体）

第五十六条の二十七　法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一　モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（Ｌ株、ＢＡ―ＹＳ株及びＲＢＯＫ株に限る。）（別名牛疫ウイルス）

二　ベシキュロウイルス・ベシキュラーストマティティスアラゴアスウイルス（別名水胞性口炎ウイルス）

三　ベシキュロウイルス・ベシキュラーストマティティスインディアナウイルス（別名水胞性口炎ウイルス）

四　ベシキュロウイルス・ベシキュラーストマティティスニュージャージーウイルス（別名水胞性口炎ウイルス）

五　パスツレラ・マルトシダ（莢膜抗原型がＢ又はＥであるものあつて、菌体抗原型がHeddlestonの型別で二又は二・五であるものに限る。）（別名出血性敗血症菌）

六　ブルセラ・オビス（別名ブルセラ病菌）

七　マイコバクテリウム・ボービス（別名結核病菌）

八　マイコバクテリウム・カプレ（別名結核病菌）

九　レンチウイルス・エクインインフェクシャスアネミアウイルス（別名馬伝染性貧血ウイルス）

十　エンテロウイルス・スワインベシキュラーディジーズウイルス（別名豚水胞病ウイルス）

十一　インフルエンザウイルスＡ・インフルエンザＡウイルス（第五十六条の三第九号イからトまでに掲げる病原体に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

十二　エイブラウイルス・ニューカッスルディジーズウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）（別名ニューカッスル病ウイルス）

イ　鶏の初生ひなにおけるＩＣＰＩが〇・七以上であること。

ロ　次のいずれにも該当すること。

(1)　Ｆ蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。

(2)　Ｆ蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。